## 振替機関としての「業務に関する報告書」について

今般、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づく「業務に関する報告書」「について、平成23年度分および24年度分の提出を失念していたことが判明しました。このため、主務官庁である金融庁、法務省および財務省に報告のうえ、速やかに当該報告書の提出を行いました。

本件は、報告事務を行う業務局において、法令に基づく報告等の事務を管理する体制が不十分で、平成22年度分の報告書を提出した後、23年度以降の報告書の作成・提出を失念していたものです。

今後は、本報告書に関する事務の管理体制の再構築を図るとともに、法令に基づく報告等の重要性等について改めて徹底するなどの措置を講じることにより、 適正な業務運営を行って参ります。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課・菅野 (カンノ): 03-3277-2246

同法第48条において読み替えて適用する同法第16条第1項に基づき、国債の振替機関である日本銀行が、毎年度の振替業の状況等について、主務官庁(金融庁、法務省、財務省)に翌年度6月までに報告するものです。